

# 企業の農業参入 ガイドブック

令和7年12月

新潟県農林水産部  
地域農政推進課

# はじめに

新潟県の農業は、生産者の減少や高齢化の進行など、生産構造に課題を抱えています。

これからも本県農業が継続して営まれるためには、人材の受け皿となる経営体を育成するとともに、多様な担い手を確保することが必要です。

企業の農業参入は、農業の新たな担い手として地域経済の活性化や地域農業の維持への貢献が期待されています。

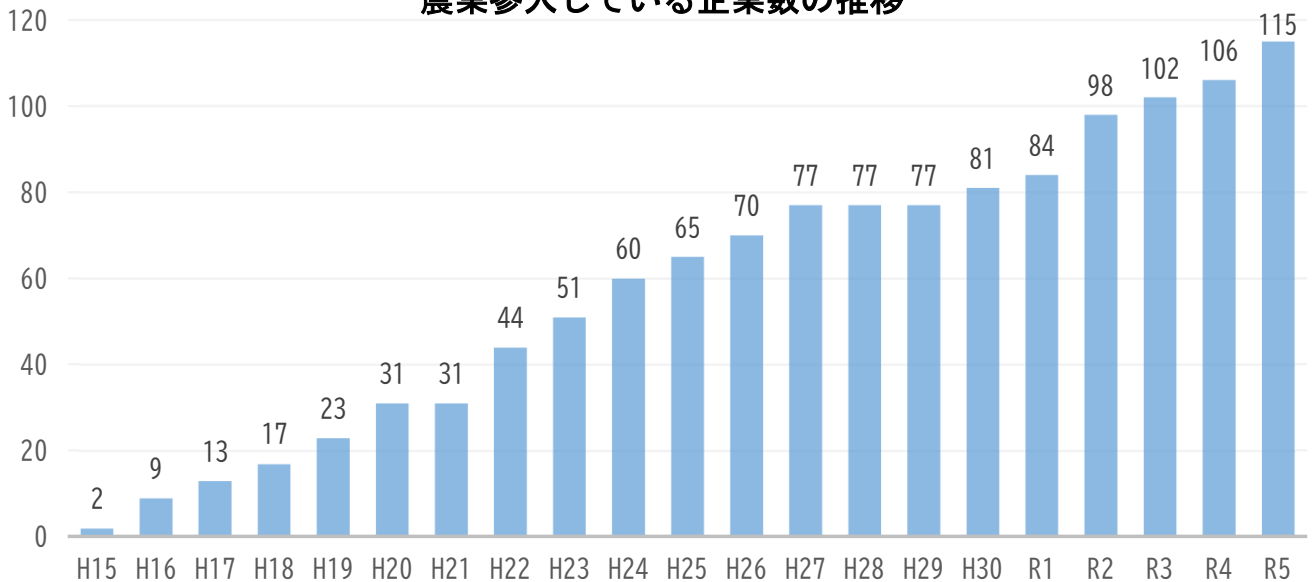
このガイドブックは、企業が農業参入する際に必要となる事項をまとめておりますので、農業参入を検討されている企業の皆様の一助となれば幸いです。

## 新潟県における農業参入の状況

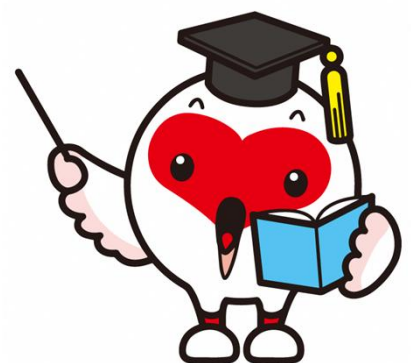
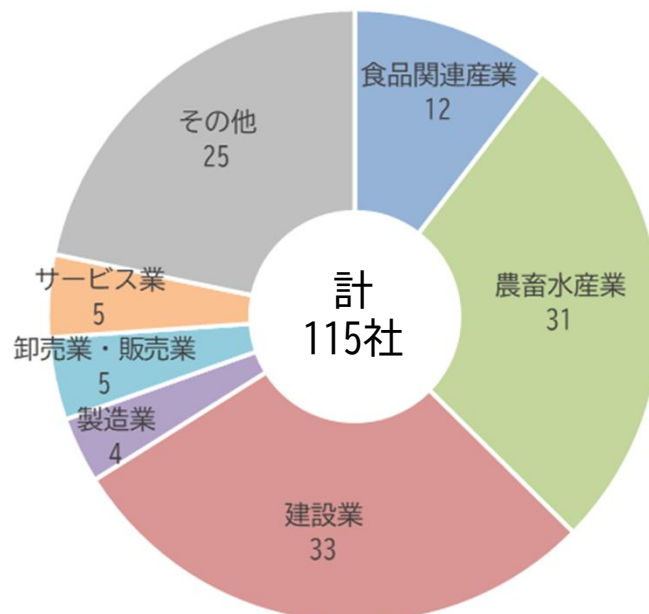
新潟県では、平成15年度から異業種企業の農業参入が進んでいます。

参入企業は年々増えてきており、令和5年度時点で100社を超える企業が農地を借り入れて農業を行っています。

農業参入している企業数の推移



参入企業の業種



# 新潟県農業の概要 ~各地域で生産されている主な農畜産物~

## 県全域



## 佐渡地域



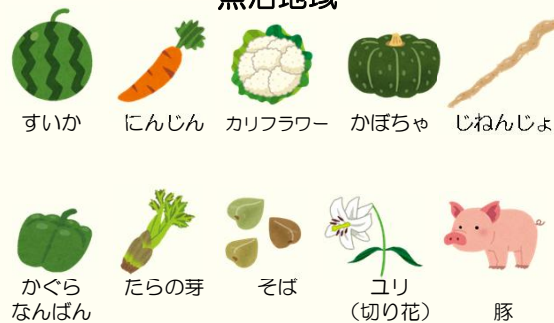
## 下越地域



## 中越地域



## 魚沼地域



## 上越地域



全国

第1位

米の産出額  
水稲収穫量  
// 作付面積



えだまめ作付面積



夏秋なす作付面積



球根類収穫面積



ユリ(切り花)作付面積  
// 産出額



鉢もの類(花木類)収穫面積



# 企業が農業に参入するまでの手順

## ① 事業構想

農業への参入にあたっては、参入目的を明確にし、具体的な農業参入プランを作成することが必要です

### ○ 参入目的

農業参入の目的を明確にした上で、地元住民や市町村などの関係機関に説明し、信頼関係の構築が大切です。

### ○ 農業経営の計画

- ・参入形態(※P4参照)
- ・品目
- ・販売方法 など

### ○ 農業経営に必要な要素の取得方法

- ・生産手段(農地、施設、機械、労働力)
- ・経営資金
- ・農業技術の習得 など

## ② 参入する地域・農地の選定

農業参入プランの実践には、生産したい品目に適した農地を確保する必要があります。

生産したい品目に適した気象条件・土壌条件や出荷・販売のための利便性などについて検討を行い、参入する地域を選定します。

参入希望地域における参入可能な農地の有無については、その市町村の地域計画(※)を参考に、市町村や農業委員会に相談してください。

(※)地域計画：市町村が策定する地域の農業の将来ビジョンを明確化するとともに、10年後の農地利用を明確化した計画

## ③ 具体的な営農計画の作成

参入後の経営を安定させるためには、下記のような項目について、可能な限り正確な情報を収集し、具体的な経営計画を立てることが大切です。

- ・品目(作型・品種)ごとの生産規模(面積・生産量)
- ・販売計画(収穫量、販売単価、市場平均価格など)
- ・経費
- ・労働時間(月別、旬別の労働時間配分)

## ④ 参入する地域・農地の決定

地域計画の協議の場等を通じて、農業者や農地所有者など地域の意向を確認した上で、最終的な借受農地を決定し、当該地域の地域計画に「農業を担う者」として掲載される必要があります。

場合によっては、地域との折り合いが合わず借りることができないこともあります。

## ⑤ 農地の利用権・所有権の取得

農地の貸借や売買は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」又は「農地法」に基づく許可を得る必要があります。

※ 各法律については、6ページのとおりです

## ⑥ 営農開始

## ⑦ 農地の利用状況報告

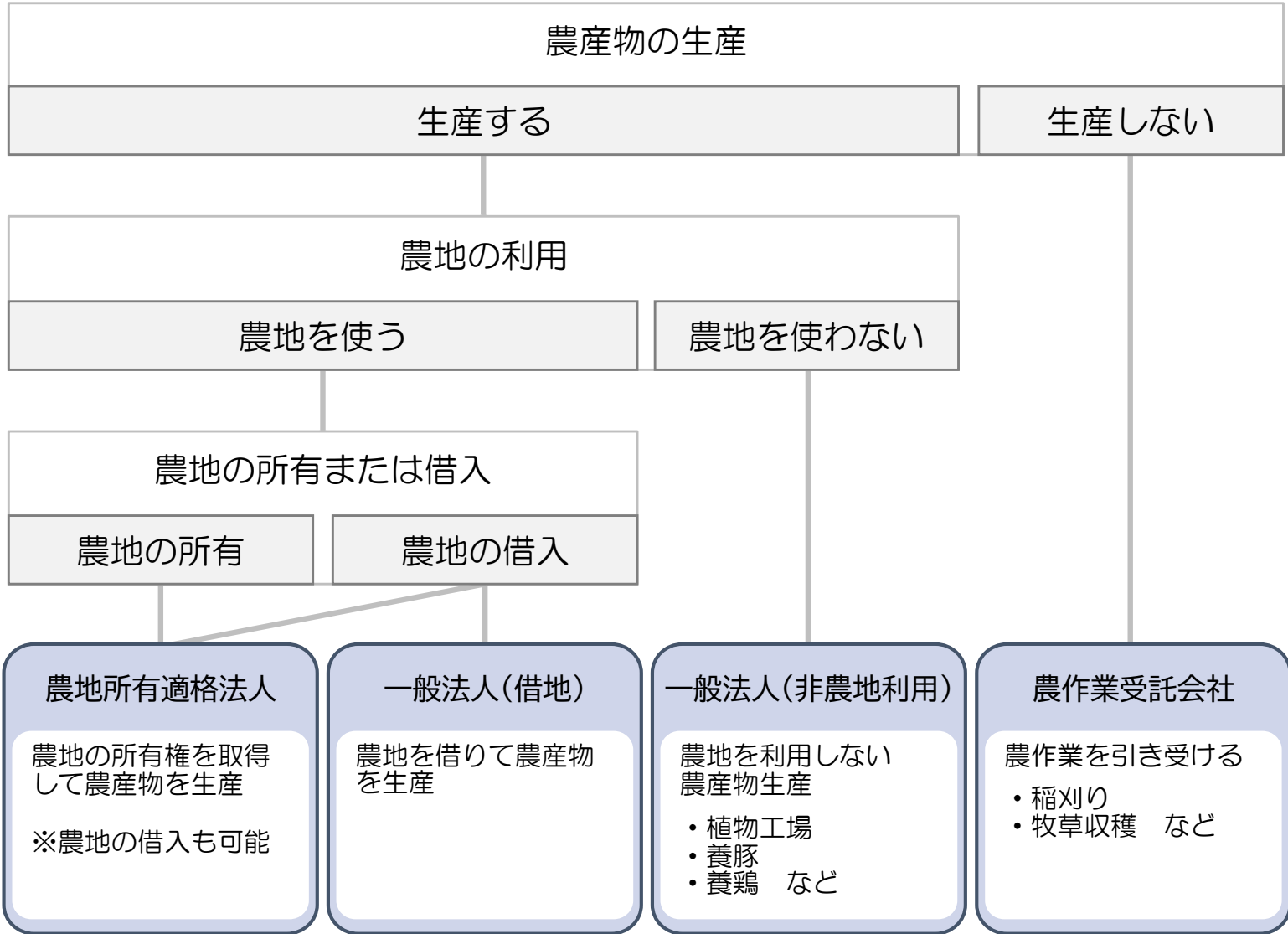
農業委員会へ毎事業年度終了後3か月以内に定期報告を行う必要があります。

# 農業参入形態の選択①

## ◆ 参入の形態

平成21年及び平成28年の農地法改正により、企業が農業参入する場合の選択の幅が広がりました。

現在の法人形態のまま参入することも可能ですが、農地を所有して農業を行いたい場合は『農地所有適格法人』の要件を満たしている必要があります。



	農地所有適格法人	一般法人(借地)	一般法人(非農地利用)	農作業受託会社
法人形態要件	要件あり	なし	なし	なし
事業要件	要件あり	なし	なし	なし
構成要件	要件あり	なし	なし	なし
役員要件	要件あり	要件あり	なし	なし
その他	なし	条件あり	なし	なし

農業部門の別法人を  
設立して参入  
→P5参照

現在の法人組織形態  
のまま参入可能  
→P5参照

現在の法人組織形態  
のまま参入可能

現在の法人組織形態  
のまま参入可能

# 農業参入形態の選択②

## 農地所有適格法人

農地所有適格法人とは農地の所有権が取得可能な法人のことで、農地法で定義されている名称です。

農地所有適格法人は、次の要件を全て満たす必要があります。

### 1 法人形態要件

- ・ 株式会社（公開会社でないもの）
- ・ 持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社）
- ・ 農事組合法人

### 2 事業要件

- ・ 売上高の過半が農業（販売・加工等を含む）

### 3 構成要件

#### ○農業関係者

- ・ 常時従事者、農地を提供した個人、地方公共団体、農協等の議決権が総議決権の1/2超
- ・ 農地中間管理機構又は農地利用集積円滑化団体を通じて法人に農地を貸し付けている個人

#### ○農業関係者以外の構成員

- ・ 保有できる議決権は、総議決権の1/2未満

### 4 役員要件

- ・ 役員の過半が農業（販売・加工等含む）の常時従事者（原則年間150日以上）
- ・ 役員または重要な使用人（農場長等）のうち、1人以上が農業に従事（原則年間60日以上）

## 一般法人(借地)

### 1 法人形態要件

- ・ 農地所有適格法人以外の法人（例：一般の株式会社、NPO法人 など）  
※農地所有適格法人も、農地の借入は可能です

### 2 解除条件

- ・ 農地を適正に利用しない場合に貸借を解除する旨の条件が、賃貸借契約に付されていること
- ・ 万が一撤退する場合に備え、次の事項を賃貸借契約に明記  
原状回復義務  
原状回復の費用負担者

### 3 地域における適切な役割分担

- ・ 農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道・水路・ため池等の取り決め遵守、鳥獣害被害対策への協力
- ・ 機械や労働力の確保状況等からみて、農業経営を長期的に継続して行うことが見込まれること

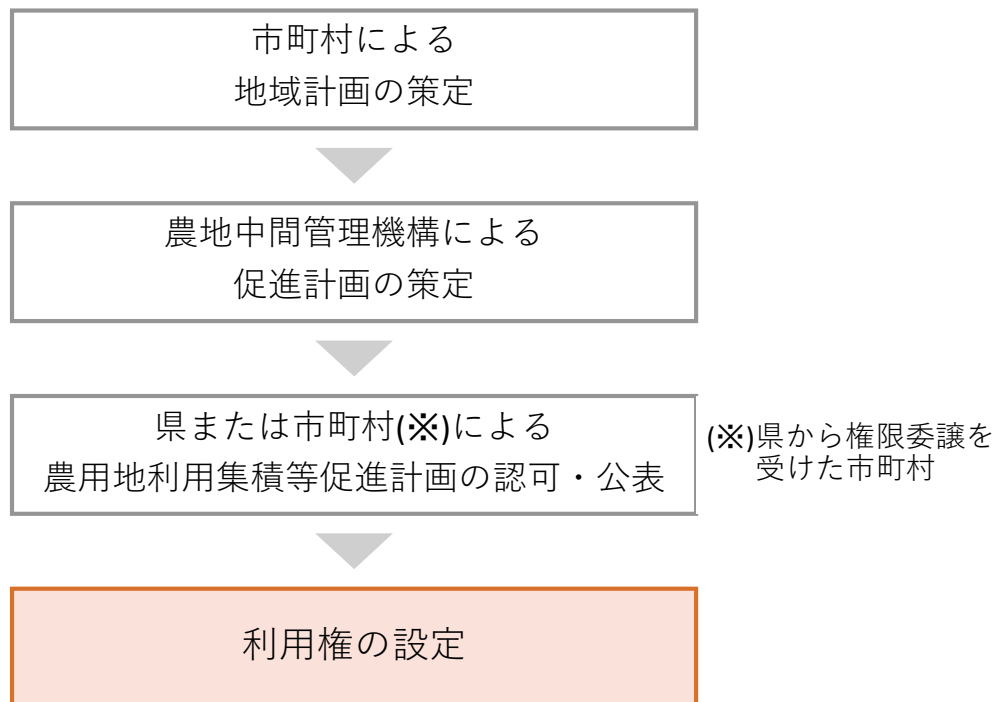
### 4 業務を執行する役員の常時従事

- ・ 業務執行役員または重要な使用人が1人以上農業に常時従事していること  
（定款、法人登記事項証明書等で確認）  
※農業に常時従事するとは、農作業に限定されるものではなく、営農計画の作成、マーケティング等への企画管理労務も含む

# 農地の借入

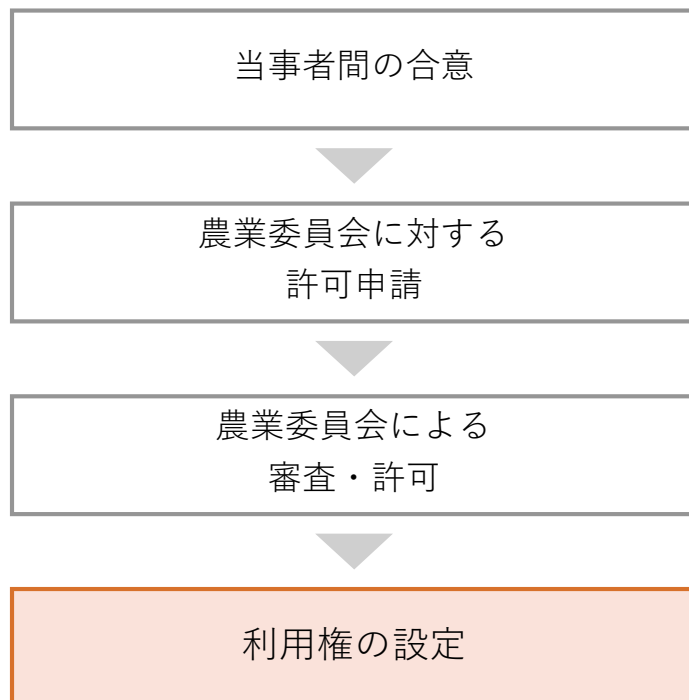
## ◆ 農地中間管理事業の推進に関する法律（農用地利用集積等促進計画の公告）

新潟県農地中間管理機構（公益社団法人新潟県農林公社）が仲介して農地を借りるものです。原則、地域計画に基づき賃借権が設定されます。



## ◆ 農地法（農業委員会の許可）

耕作目的で農地を賃借する場合、一定の要件を満たし農業委員会の許可を受けるものです。契約期限が到来しても、両者の合意による解約がない限り、自動更新されます。



# 相談窓口一覧

新潟県では、農業経営・就農支援センターにおいて、本県で農業参入を希望する企業の参入から経営発展に向けた支援まで対応しております。また、県の機関でも相談していただくことができます。

## 新潟県農業経営・就農支援センター（新潟県農林公社内）

企業の農業参入 農業経営の発展に向けた相談	①経営関係： 農業経営相談担当	〒950-0965 新潟市中央区新光町 15-2	① 025- 282-5021
	②就農関係： 青年農業者等確保 育成担当		②025- 281-3480

## 県庁

企業の農業参入全般	新潟県農林水産部 地域農政推進課	〒950-8570 新潟市中央区新光町 4-1	☎ 025- 280-5292
-----------	---------------------	-------------------------------	--------------------

## 地域振興局

所管区域	機関名	住所	連絡先
村上市、関川村、粟島浦村 新発田市、阿賀野市 胎内市、聖籠町	新発田農業振興部 農業企画課	〒957-8511 新発田市豊町3-3-2 新発田地域振興局内	☎ 0254- 26-9147
新潟市、五泉市、阿賀町	新潟農林振興部 農業企画課	〒956-8625 新潟市秋葉区新津 4524-1 新潟地域振興局内	☎ 0250- 24-7196
三条市、加茂市、燕市 弥彦村、田上町	三条農業振興部 企画振興課	〒955-0046 三条市興野1-13-45 三条地域振興局内	☎ 0256- 36-2255
長岡市、見附市、小千谷市 出雲崎町、柏崎市、刈羽村	長岡農林振興部 農業企画課	〒940-8567 長岡市沖田2-173-2 長岡地域振興局内	☎ 0258- 38-2551
魚沼市、南魚沼市、湯沢町 十日町市、津南町	南魚沼農林振興部 農業企画課	〒949-6680 南魚沼市六日町960 南魚沼地域振興局内	☎ 025- 772-2819
上越市、妙高市、糸魚川市	上越農林振興部 農業企画課	〒943-8551 上越市本城町5-6 上越地域振興局内	☎ 025- 526-9401
佐渡市	佐渡農林水産振興部 企画振興課	〒952-1211 佐渡市中興684	☎ 0259- 63-3185